

# 再調査委員会の提言に対する こども未来部の取り組みについて

こども未来部

# (1) 「子どもの権利」に関する理解の周知（「子どもの権利条例」の制定）について

## <提言概要>

### ①条例制定について

「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」の実態は、家庭での虐待から児童を守ることに特化した児童虐待防止条例であり、「子どもの権利条約」等にのっとり、沖縄県の実情や課題に合致した「沖縄県子どもの権利条例」を制定されたい。その内容は以下のとおり。

- a) こどもが権利の主体であり、個人として尊重されその基本的人権が保障されることを大前提とする
- b) 「子どもの権利条約の一般原則」（成長発達権・最善の利益・意見表明権・差別の禁止）を軸に、こどもには様々な権利があることを明記すべき
- c) こどもの権利を守るのが県及び大人の義務であることを明記すべき
- d) 県によるこどものための施策に対し子どもの意見を反映させる仕組みを盛り込むべき
- e) こどもの相談・救済機関の設置についても盛り込むべき

### ②積極的な広報啓発について

子どもの権利条例を周知し理解を得るための広報活動等を積極的に行うべき。具体的には条例の趣旨や内容等をこどもにも大人にも理解できるような「リーフレット等の作成」「動画の作成」「広報イベントを開催」するなど、県民が一体となってこどもの権利を大切にし、個人を尊重することができる社会を醸成されたい。

# (1) 「子どもの権利」に関する理解の周知（「子どもの権利条例」の制定）について

## < 提言と県条例等との対比 >

a) こどもが権利の主体であり、個人として尊重されその基本的人権が保障されることを大前提とする

b) 「子どもの権利条約の一般原則」（成長発達権・最善の利益・意見表明権・差別の禁止）を軸に、子どもには様々な権利があることを明記すべき

### 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

### 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

c) こどもの権利を守るのが県及び大人の義務であることを明記すべき

d) 県によるこどものための施策に対しこどもの意見を反映させる仕組みを盛り込むべき

e) こどもの相談・救済機関の設置についても盛り込むべき

## 沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例

（前文）

子どもは、次代の社会を担う大いなる可能性を秘めた社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。子どもは、一人の人間として、また、自由かつ独立の人格を持った権利の主体として尊重されなければならない、全ての子どもの権利と健やかな発達を保障することは、社会全体の責務である。

（子どもの権利）

**第3条** 全ての子どもは、適切に養育されること、能力が十分に発揮されること、虐待から守られること、自己の意見を表明することその他の個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

（基本理念）

**第4条** 子どもは、前条の権利が保障され、個人としての尊厳が重んぜられるとともに、その**最善の利益**が考慮されなければならない。

（県の責務）

**第5条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに係る施策（以下「虐待防止施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の責務）

**第6条** 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利の重要性に関する理解を深めるとともに、虐待防止施策に協力するよう努めるものとする。

令和5年4月に施行されたこども基本法及び今年度に策定する「沖縄県こども計画（仮称）」においては、こどもや若者の意見を聴取し反映させることにしており、計画においても施策の立案・実施にあたり、こどもの意見を反映させていくことを記述していくことにしている。

後述

# (1) 「子どもの権利」に関する理解の周知（「子どもの権利条例」の制定）について

## <周知に関する提言と県の取組状況との対比>

条例の趣旨や内容等を子どもにも大人にも理解できるような

- a) リーフレット等の作成
- b) 動画の作成
- c) 広報イベントを開催

するなど、県民が一体となって子どもの権利を大切に、個人を尊重することができる社会を醸成されたい。

### 令和5年度子どもの権利普及啓発に係る各種取組状況

#### ○ポスター・リーフレットによる普及啓発

各学校や市町村等関係機関へ普及啓発ポスターとハンドブックを配付  
ポスター：700枚、ハンドブック：10,000部（大人用／子ども用各5,000部）

#### ○テレビCM・ラジオCM等による普及啓発

テレビCM（3局）：合計69本、ラジオCM（3局）：合計60本  
ラジオ番組 RBC i ラジオ（コーナー出演）、WEBサイト開設

#### ○広報イベントの開催

放送日時：11月19日（日）12:00～14:00  
場 所：イオンモールライカム特設ステージ  
番 組 名：RBC i ラジオ「Bランチ」 MC 嘉大雅、糸数美樹

#### ○子どもの権利に関する出前授業（オンライン・対面）

小学校4校、高校2校（計19クラス658名参加）

#### R5事業効果測定 アンケート

「子どもの権利条例を知っている」  
「聞いたことがある」

→**51%**  
(前年より3%増)

## <提言（1）に対する対応方針>

提言内容の理念は子どもの権利尊重条例に概ね包含されていると考えている。また、子どもの意見の施策への反映については、今年度策定する「沖縄県子ども計画（仮称）」においても、子どもの意見を聴きながら効果的な施策を検討していくこととする。周知活動については現在も取り組んでいるところではあるが、さらなる普及啓発に向けてより一層取り組みを強化する必要があることから、当提言に対しては**広報活動をより積極的に推進すること**で対応したい。

## 【参考】 こどもの権利普及啓発に係る各種取組①

### 1 テレビCM・ラジオCM等による普及啓発

(1) テレビCM 11月1日～23日(3局) **合計69本**

(2) ラジオCM 11月1日～23日(3局) **合計60本**

(3) ラジオ番組 RBC i ラジオ (コーナー出演)

日時：11月14日 (火)

番組：RBC i ラジオ 番組「アップ！！」

毎週月～金曜日 放送

◎日替わりコメンテーターコーナー枠にて対応

◎対応コメンテーター 社会起業家／玉城 直美氏

◎トークテーマ ヤングケアラーについて  
(名城健二／沖縄大学教授)

(4) WEBサイト開設

子どもの権利について、イベント告知等

### 2 子ども権利尊重・虐待防止普及啓発事業 (お出かけラジオ)

(1) 放送日時 11月19日 (日) 12:00～14:00

(2) 場所 イオンモールライカム特設ステージ

(3) 番組名 RBC i ラジオ「Bランチ」

MC 嘉大雅、糸数美樹

沖縄県  
子どもの権利尊重・  
虐待防止イベント開催

RBCiラジオ **Bランチ**

公開  
生放送

**知って守ろう  
子どもの権利スペシャル!**

ミキトニーと大雅アナが、  
「子どもの権利」について  
ゲストを交えて学んでいきます。

嘉大雅アナ 糸数美樹

**11月19日(日)正午12:00～**

会場: **イオンモール沖縄ライカム1Fグランドスクエア**  
(水槽前ステージ)

## 【参考】こどもの権利普及啓発に係る各種取組②

### 3 子どもの権利に関する出前授業

内容：県内の小中高校生を対象に、子どもたち自身に子どもの権利に関する理解を深めて貰うため、クイズやワークショップを取り入れた出前授業を実施

◎講師：横江崇（美ら島法律事務所／弁護士）

◎期間：令和5年11月～令和6年3月

◎実績：6校19クラス658名参加

#### <授業内容>

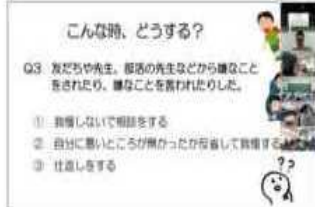


#### オンライン授業の方法

Zoomにて各学校・クラスをつなぎ、講師（横江氏）にて授業を進行。

#### 授業の進行

Zoom接続し、講師が作成したスライドを画面共有。各学校側は電子黒板やプロジェクターなど大きな画面に投影し、各教室で参加する。



#### グループワーク

グループワークの後の発表では、口頭で発表したり、紙やホワイトボードに書いた“権利”をカメラ越しに見せるなど各教室工夫を行った。



#### 質疑応答・感想発表

各クラスから1名、質問や感想などをカメラの前に移動して発表を行った。※代表者は事前に担任の先生に調整を行った。

### 4 ポスター・リーフレットによる普及啓発

各学校や市町村等関係機関へ普及啓発ポスターとハンドブックを配付

◎ポスター 700枚

◎ハンドブック 10,000部（大人用／子ども用各5,000部）

子どもの権利を大切にし、子どもを虐待から守るための条例が制定されました！

沖縄県では、沖縄の子どもたちの権利を守るために、「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」を制定し、令和2年4月に施行しました。

大人の役目を考えよう。  
子どもは、一人の人間です。  
子どもの権利を尊重し、虐待から守るためには、保護者だけでなく地域や行政が連携し、虐待の早期発見と、虐待防止の環境づくり、防衛していかなければなりません。

市長の役割  
市長は、子どもの権利についての理解を深めるとともに、虐待の防止や早期発見の協力に努めます。（条例第6条「市長の責務」）

保護者の役割  
保護者は、子どもが心身ともに健やかに成長できるように努めます。また、どんな理由があっても体罰をすることはできません。（条例第7条「保護者の責務」）

子どもの権利を守るために  
子どもと大人は対等かつ全面的なパートナーです。子どもを大切にすることが重要です。

子どもの権利とは？  
子どもの権利は、18歳未満の全ての子どもたちが持っているものです。世界中の子どもたちがあわせて育ち、心も体も健康に生きていくために、1989年の国連総会で「子どもの権利条約」が採択されました。

子どもの権利 4つの大切なこと

- 1 生きる権利  
住む場所がある、助けられること、病気で命が奪われないこと。
- 2 育つ権利  
勉強したり、遊んだりして、自分らしく育つことができること。
- 3 守られる権利  
暴力やひどい扱いを受けることのないように守られること。
- 4 参加する権利  
自由に発言したり、選んでグループを作ったりできること。

気になる「子どもの権利」について Q&A

Q: 子どもの権利は、子どもの要求(わがまま)を許すということですか？  
A: 子どもの権利を尊重するとは、わがままを許すということではありません。「約束を食わせない」「ゲームをやりたい」「話さない」「話さない」等については、子どもの健全な成長のために、必要な範囲で子ども本人がやりたいことを制限しても構いません。殺害のために、どうして子どものやりたいことを許すのか、きちんと説明し、子どもが理解してくれることが重要です。

Q: しつけとして、手をバチでたたいたことは、子どもに悪い影響はないでしょうか？  
A: 手をバチでたたいても体罰にあたり、子どもに悪影響を与えてしまう可能性があります。体罰では子どもの健全な成長や健全な発達を促すことができません。子どもを愛するほかの子どもにも悪影響を与えてしまいます。たとえしつけのつもりであっても、体罰にしてはいけません。

子どもの権利侵害！体罰は、絶対にダメ！  
しつけと体罰の違いについて、悩んでいる方もいます。たとえしつけのためだとしても、子どもの身体に何らかの害を与えたり、精神的に苦痛を与えたり、法律で禁止されています。  
体罰の厳まりは、とても危険なことから避け、最初は軽いつもりでもエスカレートしてしまい、取り返しのつかない事故を引き起こすこともあるのです。  
体罰以外にも、子どもへの暴言や、無理な行動、着衣放棄など、子どもの健全な成長に悪い影響を与える言動は絶対に避けません。  
しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、社会において自立した生活が送れるようにサポートする行為です。しつけをするときは、子どもの発達や状態に合わせて、どうすればいいのかが、本人が理解できる方法で行う必要があります。

大人用ハンドブックより

## (2) こどもの相談・救済機関（こどもオンブズ等）の設置について

### <提言概要>

○こどもに対する権利侵害は家庭での虐待にとどまらず、学校でのいじめや不適切指導等もあることから、あらゆる権利侵害に対して、子どもが安心して相談でき、その権利侵害状態から救済する機関を設置する必要がある。

○令和6年2月現在、40余りの自治体において相談・救済機関が設置されているため、それらの自治体を参考に進めていただきたい。

(備考欄より)

○子どもオンブズを設置している都道府県は、2022年10月現在、埼玉、秋田、長野、山梨の4県である。

## (2) こどもの相談・救済機関（こどもオンブズ等）の設置について

< 沖縄県における相談窓口等について >

### 主な人権侵害

### 相談窓口

### 調査審議

虐待

児童相談所・こども虐待ホットライン【県】

要保護児童対策地域協議会【市町村】

沖縄県社会福祉審議会（社会的養護関連）

いじめ

ククルーム（LINE相談）【県】

アドボケイト（※社会的養護のみ）【県】

青少年保護育成審議会（いじめ部会）

体罰

子ども若者みらい相談プラザ（ソラエ）【県】

スクールカウンセラー【教育庁】

総合教育会議

ハラスメント

スクールソーシャルワーカー【教育庁】

24時間子供SOSダイヤル【教育庁】

沖縄県行政オンブズマン

差別

子ども人権110【法務局】

沖縄県人権相談窓口（差別等）【県】

沖縄県差別のない社会づくり審議会（差別等）



## (2) こどもの相談・救済機関（こどもオンブズ等）の設置について

### < 沖縄県において相談・救済機関を設置するにあたっての課題 >

#### ① 相談・救済機関の所管事務の在り方について

既に設置されている他県の各委員会においては、所管事務や条例の構成がそれぞれ異なっており、一部の委員会においては一部の項目について調査対象外と明記されている。

【埼玉県】 裁判所において係争中の事案、行政庁において不服申し立ての審理中の権利関係に関する事案、議会に請願又は陳情を行っている事案など

【長野県】 児童福祉法第28条による入所等措置、判決等により確定した権利関係に係る事案など

#### ② 沖縄県の既存窓口等との整理について

電話相談、SNS相談含め、知事部局や教育庁それぞれ数多くの相談窓口が設置されており、調査審議にあたっては、これら相談窓口との連携や、情報の取扱いなどを整理する必要がある。また、救済のため行政へ勧告を行う場合、既存の調査審議機関との関係や役割、勧告の権限など、多くの課題を整理する必要がある。

### < 提言（2）に対する対応方針 >

相談窓口の設置に関しては、既存の相談窓口の機能を改めて県民に周知・広報し、有効に活用することが必要と考えられる。また、権利侵害の「調査」を担う公的機関の設置については、既存の「社会福祉審議会」や「青少年保護育成審議会（いじめ部会）」「総合教育会議」等の活用も視野に含みつつ、他県のこどもオンブズ等における役割や権限及び効果や課題を検証のうえ、教育庁や関係機関等と連携し丁寧に検討を進める必要がある。